

4 狭山市図書館運営の基本方針

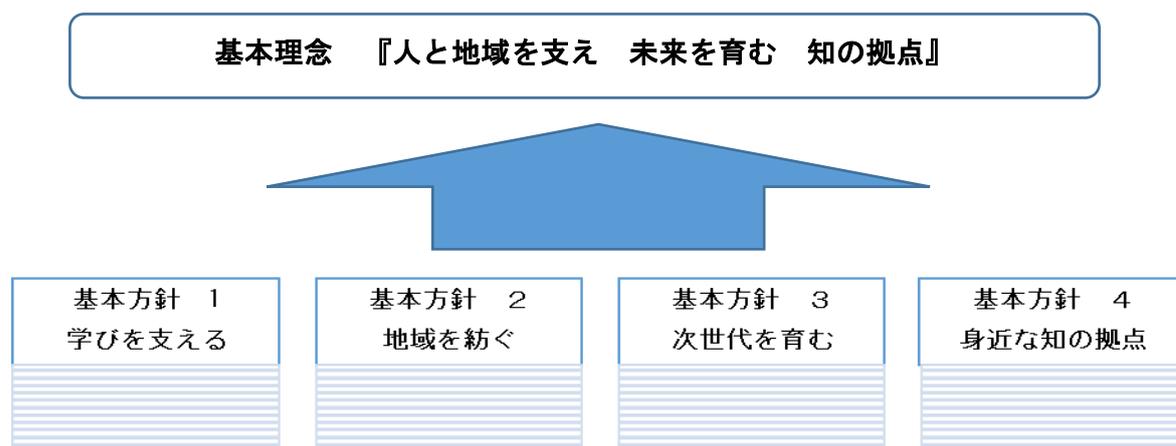
本基本方針は、図書館法の規定に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を踏まえ、本市の図書館の基本的運営方針として、「第3次狭山市教育振興基本計画」及び「狭山市教育行政の取組みと重点」に係る部門別の方針として策定したものです。

具体的には、現在、図書館が進める様々なサービスを改めて体系的にまとめるとともに、現在の社会動向を踏まえ、今後の図書館サービスの方向性や目標の設定を行いました。

第3章 図書館運営の基本方針

第1節 基本理念と基本方針

教育基本法で定める生涯学習の理念、社会教育法で定める地方公共団体の図書館の設置及び管理、並びに図書館法で定める図書館の設置や運営事項を念頭に、社会の動向や本市図書館の現状及び課題を踏まえて、次の基本理念（図書館運営の基本的な考え方、目指す姿）と基本方針（基本理念を達成するための図書館運営の柱）を定めます。



第2節 施策体系

基本理念(図書館運営の基本的な考え方、目指す姿)を踏まえ、これを実現するための4つの基本方針(基本理念を達成するための図書館運営の柱)について、17の施策と1の施策群を設定します。

基本方針1 学びを支えるために

誰もが、生涯にわたり学び続けることが出来るよう、図書館資料の収集と提供に努めます。

基本方針2 地域を紡ぐために

人々の疑問や課題の解消、並びに地域の活動の支援を通じた、活力ある地域社会づくりに向けて、資料の収集、提供、場の提供に努めます。

基本方針3 次世代を育むために

次代を担う子どもたちを育むため、本に触れ、親しむ機会の提供に努めます。

基本方針4 身近な知の拠点となるために

身近なところで、本や情報に出会えるよう、読書環境の向上と多様な情報提供に努めます。

基本方針	施策
基本方針1 学びを支えるために	施策1-1 図書館資料の充実
	施策1-2 読書活動の促進
	施策1-3 高齢者や障害者等へのサービスの充実
	施策1-4 図書館情報の発信
	施策1-5 図書資料の有効活用
	施策1-6 視聴覚資料の有効利用
基本方針2 地域を紡ぐために	施策2-1 参考業務(レファレンスサービス)の充実
	施策2-2 地域資料の収集・保存・提供
	施策2-3 市民に役立つ情報の提供
	施策2-4 市民と連携した図書館活動の実施
	施策2-5 地域で活動する団体等の活動支援
	施策2-6 関係機関等との連携・協力
基本方針3 次世代を育むために	施策3 子ども読書活動推進計画の取組み(群)
基本方針4 身近な知の拠点となる ために	施策4-1 図書館利用環境の充実
	施策4-2 移動図書館の運行
	施策4-3 中央図書館更新事業の推進
	施策4-4 図書館サービスのDXの推進
	施策4-5 良好で持続的な図書館サービスの提供

(※「第3章 図書館運営の基本方針」部分を抜粋)